

# 平成 2 6 年川西町議会

## 第 4 回定例会会議録

開会 平成 2 6 年 1 2 月 9 日

閉会 平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日

平成 2 6 年 川 西 町 議 会

第 4 回 定 例 会 会 議 録

( 第 1 号 )

平成 2 6 年 1 2 月 9 日



## 川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成26年12月 9日（火）午前10時00分開会

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告
		議会報告
	報告第12号	定期監査報告について
第4		一般質問
第5	承認第10号	平成26年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第6	議案第53号	平成26年度川西町一般会計補正予算について
第7	議案第54号	平成26年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第8	議案第55号	平成26年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第9	議案第56号	平成26年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について
第10	議案第57号	平成26年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第11	議案第58号	平成26年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について
第12	議案第59号	平成26年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
第13	議案第60号	平成26年度川西町水道事業会計補正予算について
第14	議案第61号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部改正について
第15	議案第62号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第16	議案第63号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第17	議案第64号	川西町国民健康保険税条例の一部改正について
第18	議案第65号	川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について

第19	議案第66号	川西町国民健康保険条例の一部改正について
第20	議案第67号	川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
第21	議案第68号	川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
第22	議案第69号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第23	議案第70号	川西町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第24	議案第71号	川西町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
第25	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
第26	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について

(午前10時00分 開会)

議 長(松本史郎君) 皆さん、おはようございます。

これより平成26年川西町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長(竹村正匡君) 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成26年川西町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

本議会につきましては、補正予算の専決処分、平成26年度一般会計及び特別会計補正予算、条例の制定及び改正、人事案件など、多数の案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

議 長(松本史郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番 杉井成行君及び10番 中嶋正澄君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(松本史郎君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より12日までの4日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

議長報告として2件の陳情書をお手元に配付しておりますので、御清覧おき願います。

行政報告として、報告第12号、平成26年9月から平成26年11月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員(木村 衛君) 平成26年9月から11月期に行いました例月監査の結果を御報告申し上げます。

堀監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定によりまして、平成26年度の川西町一般会計及び特別会

計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきまして、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（松本史郎君） 監査報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

3番 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） 伊藤です。議長の許可を得ましたので、町長に質問いたします。

さきに通告してありますように、安全安心の道づくりについてであります。

川西町は、東西3.4キロメートル、南北1.9キロメートルで、本町が管理する町道は、約350路線、総延長にして約70キロあり、そのほとんどは生活道路になっています。私が調べたところ、そのうち歩道が設置されている区間は約5キロメートルあります。一方、奈良県が管理する県道は約9キロあり、車の通行量が多く、歩道が設置されている区間は約7キロメートルあります。町全体の道路においては、約85%が歩行者と車が共存する道路になっています。

これらの道路を毎日多くの人が利用しています。日常生活を考えますと、車、歩行者、自転車はもちろん、車椅子、手押し車、ベビーカーなどが安心して通行できる道路でなければなりません。川西町第2次総合計画においても、「快適なまちづくりを目指して、安全で安心して通行できる生活道路の整備、交通安全施設の整備を促進する」となっています。

安心して通行できる道とは、どういう道でしょうか。凸凹や段差がない平坦な道、車より歩行者が優先される道、路面標示や白線、カーブミラーなど交通安全施設が整っている道、それに加えて高齢者や障害者への安全が配慮されている道だと思います。町内では、車椅子や高齢者の手押し車もよく見かけます。凸凹や段差があると、つまづいて転ぶ心配もあり、水たまりや車の走行による振動騒音の原因になるでしょう。

これからの本町の道路行政の課題は、歩行者、中でも子どもや高齢者、障害者など誰もが安全に通行できる道づくりによって快適なまちづくりを目指すことだと私は考えています。そのためには、町道も県道も含めた町全体の道路を町民の目線で、舗装の傷み具合、歩道の段差、交差点や横断歩道の道路標示、区画線の設置状況などを調査し、安全度、危険度、緊急度などの評価を行い、川西町にふさわしい安全安心道づくり計画というような道路整備計画をつくる必要があります。それをもとに、本町が主体となって県や公安委員会とともに安全安心道づくりを推進していくべきというのが私の考えです。

魅力ある快適なまちづくりには、土台となる安全安心な道が必要ではないでしょうか。そこで、本町の道路行政についてお尋ねします。

まず、1点目です。

本町にはさまざまな道路がありますが、どのように管理されているのか、また、どのような問題点や課題があるのか、町道及び県道の将来を見据えた、町民のための安全安心な道づくりをどのように考えているのか。

2点目は、通学路についてです。

小学生は、町全域から川西小学校に歩いて通っています。中学生は、徒歩あるいは自転車で式下中学校に通っています。通学路は最も安全に通行できる道でなければなりません。当然、交通安全対策については万全を期しているとは思いますが、通学路になっている道路の管理はどのように考えているのか。

この2点について町長にお尋ねいたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

議員よりの道路行政の現況と課題についての質問でございますが、本町の現状を見ますと、おおむね伊藤議員のお調べのとおり、町道は341路線、総延長72キロで、交通量の最も多い路線として幹線道路12キロ、その他生活道路として60キロとなっており、歩道は町内に10キロ設置されております。また、生活道路には自治会の中の狭い道路もあり、車が1台通るのにも苦勞する道路も存在します。

どの道路にも歩道が設置されていることが好ましいとは思いますが、歩道を整備することが困難な道路や、歩道整備することで道路幅員が確保できなくなり、危険が生じる箇所があることから、歩道の必要性を考慮し、調査したいと考えております。

また、町道は人と車が共存する、生活に必要な道路であることから、でこぼこや陥没に対しては、住民からの通報または道路パトロールなどにより発見した場合は、軽易なものについては町職員が迅速な対応で処理しています。今後も道路パトロールを強化することで町道維持管理の向上を図ってまいります。

県道につきましても、町道と同様に、住民からの通報、道路パトロールなどにより危険箇所を発見した場合、管轄である桜井土木事務所に早急に対応するよう依頼しております。また、町の現状把握と県に対する要望などの聞き取りのため、桜井土木事務所長が定期的に本町を訪問しておられますので、今後も桜井土木事務所と連携を密にするとともに、所長に対し、道路はもとより、河川等の必要な整備要望を引き続き行ってまいりたいと思っております。

また、道路整備計画としては、国の防災・安全交付金を活用して、橋梁について平成22年度に調査点検し、橋梁の老朽化や建設年度などから修繕工事の必要な橋梁に順位をつけた長寿命化計画を平成23年度から策定しており、平成25年度には中之橋の修繕工事を実施しました。平成26年度は吐田橋の修繕工事発注に向けた作業を現在行っています。今後も計画に基づいて順次修繕を実施してまいります。

道路につきましても、橋梁と同様、防災・安全交付金を活用した道路ストック路



面性状調査を平成25年度に実施し、路面の凹凸、ひび割れ、わだちなどを調査することで路面状態を把握し、状態の悪い路線から順位をつけ、計画的に路面修繕工事を実施してまいります。平成26年におきましては、最も修繕が必要な幹線の舗装・修繕を予定しております。

引き続き橋梁、道路とも長寿命化計画に基づいて実施してまいりますのでございます。

次に、通学路についての質問ですが、通学路の安全対策として要望のあった箇所については点検調査し、危険な箇所は桜井土木事務所の協力により対策済みです。また、小学生の登下校には見守り隊の方々日々御尽力をいただき、事故のない安全な登下校に努めていただいております。また、幼稚園から中学校までのPTAで組織されております川西町連合PTAにおいて、町内の全ての通学路を点検して危険箇所マップを作成し、注意喚起を促すとともに、関係機関に対して改善要望を行う活動をしておられます。町並びに教育委員会においては、これらの要望においても道路管理者や関係機関と連携して必要な対策を講じているところでございます。

通学路の安全については、重要な施策と認識しており、今後も学校、PTAとも協議を行いながら、安全対策に努めてまいりたいと考えております。

最後に、議員のおっしゃるとおり、将来を見据えた町民のための安全安心な道づくりは、私の公約にありますように、道路整備、歩道のバリアフリー化は、子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり、また、安心して暮らせるまちづくりそのものであり、交付金の活用はもとより、交付金の活用にこだわらず、危険と判断した場合は迅速に対応し、町民が安心して暮らせるまちづくりに力を注いでまいります。

以上です。

議 長（松本史郎君） 伊藤議員。

3番議員（伊藤彰夫君） 町道につきましては、各自治会からの要望も上がってきて、それに対応していただいております。ただ、住宅の張りついていないところについても、かなり傷みがあるところも目につきます。私がまちを歩いて感じることは、盲人用点字ブロックが壊れているところや歩行者用の白線や横断歩道やとまれの表示がほとんど消えているようなところ、舗装のひび割れが大きくなっているところ、雨天時にはいつも大きな水たまりができる場所などは随所に目につきます。

町自らが定期的に道路安全パトロールを行っているとのことですが、今後も十分注意して点検していただきたいと思います。また、自治会からの要望のあるなしにかかわらず、改善すべきところは計画的に実施していくべきだと考えております。

それから、通学路については、学校、PTA等々、皆さんで考えて安全対策を行っているということでございます。これからも子どもたちが安全に通学できるよう、問題箇所があれば迅速に対応していただきたいと思います。

再度申しますが、道づくりはまちづくり、まちづくりは道づくりの土台ということをお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（松本史郎君）　　続きまして、2番、堀格君。

2番議員（堀　　格君）　　堀でございます。2点ばかり質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず1点目でございますが、結崎駅周辺の整備の進捗状況についてお伺いをいたします。

衆議院解散が先月の21日に行われまして、目下選挙戦中でありまして、さきの国会で、どうしても地方創生に係る法律は通さなきゃならないということで、解散の11月21日に、いわゆる地方創生の理念等を定めまして、まち・ひと・しごと創生法、これとあわせまして、地方の活性化に取り組む地方自治体を国が支援するという地域再生法の一部を改正する法律が成立をいたしました。このまち・ひと・しごと創生法の第1条の目的を見ますと、「それぞれの地域で住みよい環境を確保して」とか、「潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、あるいは「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」とありまして、これをあわせまして「まち・ひと・しごと創生」と言うわけですが、要は都道府県・市町村がそれぞれの地域の特性を踏まえまして総合戦略をつくって、それを国が支援をする、こういう法律であります。

このたびできましたこの法律の各用語を見ますと、いずれも我々にとってみたらどこかなじみのある言葉であるわけでありまして。それはまさに、川西町がこの地方創生法ができる前に、先駆けて、一つは結崎駅周辺を整備して人を呼び込み、工業団地を整備して積極的に企業を誘致するという、この2大プロジェクトに多分3年ほど前から取り組んでいると思っておりますが、まさに我々が先駆けてやってきたことを、このたびこの法律ができたということを見ますと、我々が今まで取り組んできたことに対して大きな自信を持っていいと思っております。

そこで、計画では平成28年度から着手しようとしている結崎駅周辺の整備につきまして、現在の進捗状況をお伺いしたいと思っております。

あわせまして、まち・ひと・しごと創生法の第2条を見ますと、「国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること」という基本理念がうたわれております。先ほど同僚議員から道路の整備の関係で問題が提起されましたけれども、住宅をつくるに当たりまして、道路も含めましてしっかりした開発指導を行うということが大切でありまして、開発指導を行うに当たりまして、しっかりとした開発要綱を作成といたしますか、改正していくことが望まれるわけでありまして。その点につきまして現在の状況をお伺いしたいというふうに思います。

それから、2点目はちょっと観点が変わりますけれども、債権管理条例につきましてお伺いしたいと思っております。

川西町を含めまして、地方自治体が保有する金銭の給付を目的とする債権ということになりますと、租税債権のほか、施設の使用料債権等、非常に多岐にわたる

わけであります。これらの自治体の債権は、基本的には地方自治法あるいは地方財政法、地方税法等の規定に従って取り扱われるわけでありませけれども、純粹の私法上の債権もあり、具体的な取り扱いにおいて適用される条文が内容によって変わってきたり、担当する部門も多岐にわたる、こういうことでもあります。

そういったことから、なかなか適正な管理は難しいということが指摘されておりますし、本来一律に管理すべきでありますけれども、中には弁済困難者の債権もありまして、なかなかその取り扱いが難しいところではあります。そういった状況下でありまして、適正な法に従った債権管理は当然のこととしながらも、なかなか回収できない債権をいつまでも放置しておきますと、全体として自治体の財務体質の悪化にもつながりますし、債務者間の負担の不公平にもつながってくるということになります。

こういった観点から、回収が困難な債権をどうするかとか、その辺を整理して事務の合理化を図っていく、効率化を図っていく、そういったことが必要になってくると同時に、自治体の本来の財産状態というのはどうなのかということは常に正確に把握しておくことが必要であるわけでありませ。こういった観点から見ますと、各種多様な債権の管理を全体的に見て、整合性を図りながら債権管理の事務の適正化をしていくということが必要でありまして、そういった意味から、各自治体におきまして、最近では債権管理条例の制定が見られるわけでありませ。

川西町におきまして、そういった債権管理条例の制定ということが必要ではないかと思われるわけでありませ。その辺の取り組みの状況についてお伺いをしたいと思います。

以上2点でございます。よろしくお願ひします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 堀議員の御質問にお答えいたします。

まず、結崎駅周辺整備の進捗状況についてでございます。

本町における今後のまちづくりは、人口の減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世帯にとって安心できる、健康で快適な生活環境を実現すること、また、財政面及び経済面において持続可能な町経営を可能とすることが大きな課題でございます。

結崎駅周辺の整備及び工業団地の整備を推進し、これら拠点と住居地域とをつなぐまちづくりを考えていく取り組みを進めていくことが、その課題解決になると考えております。

さて、まずは現在の近鉄結崎駅周辺整備の進捗状況ですが、昨年度までに住民アンケートや住民を交えたまちづくり懇談会、各関係機関で構成した整備連絡協議会などで検討し、住民意見を取り入れ作成いたしました近鉄結崎駅周辺整備基本計画をもとに、平成28年度からの事業開始に向けた準備を進めているところでございます。まずは、本年6月に結崎駅周辺整備の土地利用の上で特に重要な土地を先行取得いたしました。続いて結崎駅周辺の一番の地権者であります近鉄や奈良交通との事前協議を現在進めております。継続的には、国庫補助事業や県費

で整備を進めるため、事業の調整を奈良県などと進めており、平成28年度からの事業着工に向けて、来年度に受付される国庫補助申請の準備を進めておるところでございます。

また、無秩序な開発を防止し、計画的なまちづくりを進めるため、川西町開発事業等に関する指導要綱の見直しを進めております。具体的な見直しといたしまして、無秩序なミニ開発やそれに伴う行きどまりの開発道路、狭小な区画の開発等々の問題を抱えており、県や町の開発関係部局の意見も聞きながら、川西町の特徴を生かしたまちづくりができるよう、見直しを進めてまいります。

次に、債権管理条例の制定についてでございます。

堀議員御質問の、町の金銭の給付を目的とする債権につきましては、町税を除きまして、公法上の原因に基づいて発生する強制徴収公債権及び非強制徴収公債権と、私法上の原因に基づいて発生する私債権の3つに分類されます。それらは、主にその債務が履行されなかった場合の法律的な対処の相違などから分類されているものでございます。

町税につきましては、地方税法または国税徴収法、国税通則法により、賦課された税の徴収や滞納処分について詳細に規定されております。また、介護保険料や下水道使用料、保育料などの強制徴収公債権についても、徴収や滞納処分に関しては地方税の滞納処分の例により処分することになっています。

一方、幼稚園の入園料や授業料などの非強制徴収公債権や住宅使用料、学校給食費や水道料金といった私債権につきましては、自治法の施行令において強制執行などに関する規定はあるものの、これは債権管理の大綱を定めたもので、具体的な手続等については不明瞭な部分が多く、当該債権の適正な管理を行うには不十分なものと考えております。

近隣町村において債権管理条例の未制定が多い中、本町においては、債権の回収にかかわる支払い督促や訴訟などの債権の申し立てについての具体的な手順や基準を規定することや、債権管理に関して、時効中断、執行停止、徴収停止など実務に即した基準などを規定したものを示した、いわゆる債権管理条例及び同施行規則を制定することで、債権回収担当職員の裁量が入りにくい効率的な債権回収手続を迅速に進めていけるものと考えています。

また、訴えの提起や和解などにつきましても、議会の議決事項とされていただきますので、機動的な債権回収を行うために、債権の類型基準や金額基準を設けた上で、この基準を満たすものにつきましては、地方税法第180条の長の専決処分などを適用していけないかどうか検討していかなければならないのかなと考えておるところでございます。

また、当該条例や施行規則の制定については、町財産の保全にも深く影響があり、かつ、さきに申し上げた地方税法または国税徴収法、国税通則法、民事執行法や民事訴訟法等の関係法令との整合性も考え合わせて制定する必要がございます。

以上のようなことを考慮しながら、現在、当該条例制定に向けて慎重に準備を進めているところでございます。

以上です。

議長（松本史郎君） 堀議員。

2番議員（堀 格君） まず、1点目の結崎駅周辺の整備の関係でございますけれども、川西町の今年の上半期を見ても、新しく出生された数が33名、お亡くなりになられた方が35名、転出された方が134名、転入が133名と、こういうことで、昨年度は31名の自然減でありましたけれども、幸いこの上半期は、自然増減、社会増減を含めまして、相拮抗しているという、非常に安定した状況になっているわけでありまして、非常にいい傾向だと思います。出生のほうも、去年はたしか61名だったと思いますので、33で若干増ということかと思えます。

望ましくは、せっかく川西小学校が3クラスで30名学級ができるようにできるわけですね。そういうことからいくと、やっぱり33名、倍にして66名ですから、できれば80名ぐらいの出生の数に、ということは半期で40名ぐらいにはしたいところであります。

ということは、やはり若い人たちを呼び込まないかん、こういうことにつながると思いますので、そういった観点から、魅力あるまちづくり——このたび、まち・ひと・しごと創生法ができたときに、石破担当大臣がメッセージを出しておられますけれども、それを見ますと、「いつの時代も日本を変えてきたのは地方です。地方創生においても、地方が自ら考え、責任を持って取り組むことが重要です」と、こういうふうに言うておられますので、まさに2大プロジェクトをしっかりとやっていくことが、今求められているところではないかと思えます。

さはさりながら、町単独のお金でできるわけではありませんので、幸い、まちづくりの担当の方が補助金をいかにして取るかということで非常に苦勞しておられるようでありますので、ひとつ町長さんほか、できるだけハッパをかけて頑張ってもらって、補助金をもらってこういったものが推進できるように激励してあげていただきたいというふうに思えますので、その点、後で決意を述べていただきたいと思えます。

それから、次に債権管理条例の関係であります。債権管理条例というのは、既に具体的なモデルができております。ところが、各地区を見ますと、そのモデルどおりつくっているところというのも余りないんですね。というのは、それぞれの地域地域の実情に応じていろいろ変更されているというのが実態のようであります。

債権管理条例という点で2点お願いしたいと思うのであります。要は、民間と違いまして、自治体の場合には、徴収に当たりまして、最高裁の判例によれば、いわゆる裁量が認められない、裁量するということができないというのが自治体の債権管理の基本ということでありまして、さはさりながら、一律に片っ端から強制執行するわけにもいきません。そういった意味で、各部門間の中でよく議論していただいて、せっかくつくる限り、実りのある、実効性のある条例をつくらせていただきたいと思えますので、よく議論していただいて、必ずしもモデルどおり

つくる必要はないと思いますが、その点をお願いしたいと思います。

それから、もう1点、なかなか難しい問題であります。各部門間にわたっているわけでありまして。各部門間の情報の共有化ということを進めていただきたいと思います。もちろん地方税法による守秘義務というのがありますから、完全な情報の共有化というのは法的になかなかできないのでありますけれども、できる限り、法律の許される範囲内で情報を共有化することによって、全体としての債権管理の有効性といいますか、適正といいますか、効率性といいますか、そういったものを図っていただきたいと思いますというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 私が就任するに当たって、何とか川西町の人口が減り続けていくのを阻止したい、また、それを転じて増やしていきたいというようなことを最初の決意として述べさせていただいたと思うんですけども、それに当たっては、やはり川西町に人を呼び込まなきゃいけない。その大きな要素として、工業団地に企業を積極的に誘致するというのとあわせて、駅前周辺を整備して人を呼び込むというのは、堀議員もおっしゃるとおり、私も感じているところでございます。現在、職員には、いかにして町費を少なく抑え、整備できるかということに取り組んでいただいておりますので、しっかりとその辺も私のほうからも目を光らせながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、債権管理条例についてなんですけれども、部門間の情報共有が必要ではないかということでございますが、個別具体的な話については情報の共有というのは難しいんですけども、例えば全体的に現在滞納債権が総額で幾らある、もしくはどれだけ滞納債権について徴収が進んだかということについては、毎月行われております部課長会議、また毎週行っております、私が参加しての庁内報告会でも話をしておりますので、その辺で部門間の情報共有はできていると思っております。

今後引き続き滞納債権の回収には努めてまいる所存でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（松本史郎君） 続きまして、1番議員 勝島健君。

1番議員（勝島 健君） おはようございます。勝島です。議長のお許しを得ましたので、今回も2つ質問させていただきます。

まず1つ目は、まちづくりへの住民参加のあり方についてであります。

竹村町長が町長になられて1年余りが経過いたしました。これまでは主に前町長によって掲げられた課題をこなされてきたんだと思います。本年度は現町長の提示された予算による行政が執行中ではありますが、昨年1年間の決算を踏まえた来年度からが、本当の意味での竹村町長が主導される予算で行政が行われると言うこともでき、私は大いに期待しております。恐らく住民の方もそうでありま

しょう。

さて、町長がその職に就任されるに当たり、4つの活力プランを挙げられました。その一つが「住民参加で開かれたまちづくり」です。ほかにもプランは挙げられておりますが、私は、この住民参加というのが全てではないかと考えております。住民の希望することが行政に伝わり、着実に実行されることになれば、川西町の魅力は自然に高まるのではないのでしょうか。

そこで、住民にまちづくりに参加してもらうために具体的にどういう手だてをとろうとお考えであるかを尋ねます。

続きまして、職員人事評価制度の進捗についてであります。

組織を効率的に動かすために必要なのが、組織各員の仕事ぶりを評価する業務実績評価、人事評価であり、それは行政においても例外ではありません。役場において初めて職員人事評価のお話を聞いたのは、私が議員となりました年ですが、そこから数えても既に3年が経過しております。しかしながら、その進捗をいつ尋ねても、現在試行中であるとの答えが返っており、いまだ実効的な成果があらわれているようには思えません。

民間事業とは評価基準が異なることもあって難しい部分もあると思いますが、今後の見通しについてお聞かせください。

よろしく申し上げます。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 勝島議員の御質問にお答えいたします。

まず、まちづくりの住民参加のあり方についてでございます。

勝島議員がお述べのとおり、就任当初より掲げております私の活力プランの一つとして、「住民参加で開かれたまちづくり」がございます。住民の代表であります町議会議員の皆様方、各自治会から選出された自治会長の皆さんと、そのほかにもNPO法人、ボランティアの方々の意見などに耳を傾け、さまざまな取り組みを行っており、さらに、来年1月より役場内に「ご意見箱」の設置を行い——これは1月の広報でお伝えする予定でございますけども——住民の方々のさまざまな声を聞かせていただきたいと考えております。

子育てに関しましては、町子育て支援センターにおいて、ボランティアで子どもたちに自ら培った経験や特技を教えてください方、子育て支援に関心がある方及び経験・特技を生かしたいと考えておられる住民の方々の御協力を得て、子育て支援事業を実施してまいります。

また、防災面においては、新たに各自治会で自主防災組合を立ち上げていただき、今年1月と9月に住民参画による総合防災訓練を実施しました。また、各地区においても各自主防災組合による防災訓練を実施していただいております。

さて、まちづくりに関しまして、結崎駅周辺整備の計画が進んでおり、昨年、整備基本計画を策定いたしました。この計画を策定するに当たり、地元自治会代表、周辺地区町議会議員、サークルお花畑代表の方々がメンバーとなり、住民主体で構成する近鉄結崎駅周辺まちづくり懇談会を立ち上げていただきました。来

年度から結崎駅周辺、結崎・唐院工業ゾーン及び住宅区域等、町全体の今後のビジョンを考えていく川西町立地適正化計画の策定を計画しております。これにつきましても住民の方々の御意見を得ながら策定していきたいと考えております。これまでのような行政や専門家などまちづくりに精通した人々の間で計画が策定されたのとは異なり、住民主体のまちづくりでは、利害・関心も、まちづくりに関する知識も全く異なるさまざまな人々が参加することにより、いろいろな意見を聞き、対話を重ねながら計画事業を進めていくのが開かれたまちづくりだと考えております。

今後もこのように行政及び専門家主体のまちづくりではなく、住民目線のまちづくりを行い、地域住民の皆さんの理解・協力を得て、川西町を魅力あるまち、やさしいまち、安心して暮らせるまち、開かれたまちを目指し、町住民の皆さんと手を組みながら、川西町の活性化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、職員人事評価制度の進捗についてでございます。

人事評価制度につきましては、平成26年5月、改正地方公務員法が公布され、地方公務員には人事評価制度の導入と能力及び実績に基づく人事管理の徹底が求められているところでございます。

こうした中、川西町では、平成22年度に人事評価マニュアルを策定し、管理職に対しては組織目標の設定や個人目標の設定、そして一般職員に対しては、業績評価と能力・態度評価シートを提出していただき、個人面談を行い、また、評価者における評価適正化会議を行うことにより、人事評価制度の試行を行ってまいりました。その結果、中心化傾向、評価者の評価に対する取り組みが均質でないなどの問題が明らかになり、今年度、人事評価検討委員会を立ち上げ、人事評価方法、結果の活用方法、任用・給与等への具体的な活用手順、活用方法を決定し、職員に周知すべく作業を進めているところでございます。

当初は本年度より人事評価制度の本格導入の予定でございましたが、来年度からの本格導入とさせていただきたいと考えております。

なお、改正地方公務員法の施行は、公布日から起算して2年を超えない日とされており、遅くとも平成28年度に人事評価実施、平成29年度の任用・給与に反映することとなっております。川西町におきましては、来年度から本格導入し、平成28年度の給与等に反映させていくということで準備を進めている状況でございますので、御理解、御協力を賜りたいと思います。

以上です。

議長（松本史郎君） 勝島議員。

1番議員（勝島 健君） 住民の行政への参加の仕方というのはいろいろあると思います。例えば今回衆議院選挙がありますけども、その費用として643万3,000円という補正額がこの議会でも専決処分の上程されておりますけども、そのうち投票時の人件費と推察されるものとして、職員の時間外手当が325万8,000円、立会人への報酬52万円、アルバイト21万円という感じを出ているんですけれども、住民さんにいろいろ話を聞くと、財政が厳しくて、住民



活動の資金が不足ぎみであります。こういった選挙の費用は、可能な限り住民の活動に選挙事務を委ねて、自主的な住民活動の費用に充てるような方策はないものかということを考えたりもするんです。私も勉強不足なので、法律的な問題があるかもしれませんが、投票行動の促進にもつながると思うので、こういうのを検討していったらどうかというようにも思うんですが、町長はこういう考え方についてはどのように思われますか。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 今回の衆議院選挙にかかわります費用につきましては全額国庫負担となっておりますので、まず町費が出ないということは押さえておきたいと思います。

その中で、選挙費用については非常に莫大な費用がかかって、国民の財産を毀損しているのではないかというお話でございますが、まずは民主主義というものについては費用がかかるということはやむを得ないのかなと考えておるところでございます。あとは勝島議員の御意見に関しましては、国で取り仕切っておるところでございますので、ぜひ国への要望として取り上げていただければありがたいのかなと思っております。

以上です。

議 長（松本史郎君） 勝島議員。

1 番 議員（勝島 健君） 先ほど同僚議員からも質問がありましたし、町長からもまちづくりへの住民参加ということでお話しになった駅前開発なんですけども、お答えがありましたように、大枠の計画が決まって、現在は主に近鉄あるいは県を交えての折衝が主な業務であるというのは私も承知しております。

しかしながら、その計画内容を住民が具体的に知らないというのも、現時点ではそうなっております。連絡協議会という形で住民の代表を招いての説明等が実施されておるようですけども、計画策定についても住民のアンケートをとるという形で住民参加の形を一応とられているようですけれども、現在進行中でありますので、状況も逐次変わりがちで、現時点での計画が変更されることも恐らくあるでしょう。そういった理由で現時点での計画は住民に向けて広く公開されていないという回答は、担当の職員からお話はお聞きしております。

しかしながら、駅前の開発というのは住民の生活に深く関係してしまっていて、20億円は下らん事業内容をほとんどの住民が余り知らないというのは、少しおかしい状況じゃないかというふうに私は思うわけです。実際に着手するまでにあと1年以上ありますけども、その間に住民の間でこの計画について議論することがあってもいいかと思うんですけども、これについては町長はどういうふうにお考えですか。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 結崎駅前の周辺整備につきましては、先般広報で御案内しているとおおり、青写真については皆さんに周知できたかなと思っております。ただ、その辺についてまだ御理解が不足しているということであれば、また周知を

進めたいなと思っております。あと、実際の事業計画、予算、資金面の件につきましては、まだ関係各機関並びに国・県からの補助金がどれだけいただけるのか、この辺を調査している段階でございまして、まだ調査段階の時点で資金面についての御案内をするのは、住民の皆さんに余計な心配もかけることになるかと思っておりますので、まずは駅前が開発されたらどういう形になるかという青写真は示しておりますので、具体的に資金面がどのような配分になるかということがある程度固まってきましたら、またその時点で住民の皆さんに御理解を求めていきたいと思っております。

以上です。

議長（松本史郎君） 勝島議員。

1番議員（勝島 健君） ありがとうございます。

まちづくりだけでなく、行政そのものに住民の声を反映させるのが、住民から選ばれた町長、あるいは私たち議会議員の役割であると思います。町政報告あるいは議会報告という形で、決まったことを住民に報告するばかりではなくて、これからやること、やろうとすることについて積極的に住民に発言の機会を与えていくべきだと、私はこういうふう考えているんですけども、先ほど町長は、意見箱という形で住民の意見を聞こうというお答えをさせていただきましたけれども、「これからこんなことをやろうと思ってるんですけども、住民の皆さん、どう思いますか」というふうな形にしようという気はありませんか。

議長（松本史郎君） 町長。

町長（竹村匡正君） 私も「住民参加で開かれたまちづくり」という形で申しております。この1年半ほど、どのような形をとれば住民の皆さんから御意見が頂戴できるかということで試行錯誤している段階で、このたび1月より、ご意見箱の設置という形で、また別の形での住民の皆さんの御意見を賜りたいと思っております。

そこで、先ほど勝島議員がお述べになったこととございまして、広報をより充実させることで、まずは皆さんに情報を共有していただこうかなと思っております。その中で、広報を見て御意見があるということとございましたら、ご意見箱もございまして、議員の皆様への陳情もございまして、自治会の会長の皆さんへの陳情というものもございまして、そういった形で、まずは住民の皆さんの意見を集める工夫をしてみたいと思っております。

それでなかなか住民の皆さんの意見が拾えないということであれば、またいろいろ試行錯誤しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（松本史郎君） 続きまして、11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 11番 芝和也です。議長の許可を得ましたので、前の3人に続きまして町長に質問いたします。

内容は、既に質問通告してありますように、このほど、平成17年度から実施の財政非常事態宣言を解除なさいましたので、それを踏まえまして、今後どのような

方策を打たれるのか、その辺の見通しについてお伺いするものであります。

この問題は、既に11月の広報を通じ住民の皆さんにも周知されているとおり、平成17年4月から実施の財政非常事態宣言に基づく一連の取り組みにより、硬直域にあった本町の財政動向を転換させ、今日、安定域に来ているものと総合的に判断なさったの結果と承知いたします。

これはこれとしまして、一連の取り組みは、自治体の打つべき手段としてはもつともであります。現況の国の動向からしまして、今後住民の皆さんには、消費税のアップやアベノミクスから生じる物価の上昇等に加え、賃金の抑制や社会保障の各種負担増がずっと続きますので、これらが厳しくかぶさり、日常生活全般に対して相当の不透明感が前途に横たわっている状況にあることは、大なり小なり間違いありません。したがって、自治体のとるべき姿勢としましては、これらから派生する住民生活への影響を考慮に入れた手だてをどう講ずるかが鋭く問われてくる問題と心得ます。

そこで、この間、非常事態宣言として財政の弾力化を講じた、その視点に立たせまして、改善させた財務力を存分に発揮し、地域経済の活性化などの強化が求められるところでもありますし、子育てや介護など、それぞれの分野で負担増として発生する保険料等の算定上避けて通れない地域区分の負担割合の変更等、単価係数引き上げに起因する要因の緩和に取り組むなど、自治体としてこうした姿勢をしっかりと堅持し、住民生活の応援に資する財政運営を求める次第であります。

以上、これらについて、町長の今後の住民施策に対する財務に関する観点での御所見をお伺いいたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 芝議員の御質問にお答えいたします。

財政非常事態宣言解除を踏まえての方策についてということですが、財政非常事態宣言の解除につきましては、今般の議会に先立ち、10月の参集日におきまして、議員全員協議会で御説明申し上げ、住民の皆様にも11月広報でお知らせ申し上げたところでございます。

ただいまの芝議員の御質問の趣旨は、財政非常事態宣言を解除したので、これからは今まで以上に住民の福利に関する予算を確保していくのかどうかという御趣旨であると理解させていただきまして回答させていただきます。

広報でも御説明させていただきましたように、平成17年度は合併協議の不調や三位一体改革による交付税財源の削減が見込まれ、歳出では大規模事業執行後の公債費の増大化を迎える時期でございました。財政非常事態宣言は、そのような状況の中で一層の行政改革による歳入の増や歳出の削減を行い、川西町の身の丈に合った歳出の状況にする意味合いを目的とさせていただきます。

その中で、歳入面では徴収の強化や法人税率の改定などを行い、歳出面においては、退職者を補填する職員採用を抑制したり、施設のランニングコストの継続的な削減や対費用効果の少ない事業の縮減、また、各関係団体などへの補助金などを削減させていただいたりなど、各種の制限をとらせていただきました。しか

し、子育て支援センターの開設や川西小学校地内への学童保育所の新設、町単独財源による教員の配置、医療費の助成枠の中学生までの拡充、また、周辺市町村に先駆けてヒブワクチンや高齢者の肺炎球菌、学齢児童生徒へのインフルエンザの各ワクチンの接種助成、コミュニティバスの導入など、住民の皆様の子育てや医療にかかわる施策や地域振興施策には、当該宣言をしている中でも大きく制限することなく、予算を投入してきております。

でありますので、今回の財政非常事態宣言を解除した後におきましても、引き続き必要とされている福祉施策や地域振興施策には力を傾注していく所存でございます。

しかしながら、これも広報においてお知らせさせていただいていることですが、駅前周辺の環境整備や企業誘致の要件整備など、将来の川西町の発展には必要となる大規模事業や道路整備、上下水道管更新等のインフラ整備も控えていますことや、小学校建設で借り入れた起債の償還も始まってまいりますので、今後とも緊張した財政運営に心がけていく所存でございます。

以上です。

議長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 財政非常事態宣言下での取り組み経緯について、るるお述べいただいたかと存じます。

結局、必要な取り組みは財務体質の改善の最中もやってきたから、これからは行きますよと、こういうことやったかとお聞きしたところではありますが、まず、現下の経済状況でいきますと、住民生活全般に対して、実質賃金そのものが伸びていない。ここが個人消費を縮めているというのが経済全体の中での景気の分析で出ている話であります。この辺の認識は町長御自身もお持ちだと思えますけれども、まず、個人消費の伸び悩みは、実質賃金が伸びていない、この辺に起因するところやというお考えについてお伺いしたいと思います。

議長（松本史郎君） 町長。

町長（竹村正匡君） 先日発表されたGDPの数値でもありますように、消費支出についてはなかなか伸び悩んでいる、また、実際物価が上昇しているということは数値にも示されております。また、賃金の抑制につきましては、これはさまざまな業種、事業、会社の規模もございますので、一概に賃金が抑制されているかどうかというのは、ちょっと私にはわからないというところがございます。

以上です。

議長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 個別の賃金は確かにそういうふうに一概にはわからないというのは当然の話かと思いますが、全体として賃金は上がっていったんですけども、実質賃金の伸び悩みが、政府の発表の指標でいきますと、対前年比で落ちていると。対前年比落ちているのが、今16カ月連続しているということです。だから、名目の賃金は上がっていて、実質の賃金が落ちているというのが発表されているところかと思えます。

そういう点で、ほんなら自治体に何ができるのかといいますと、やっぱり町内でどう地域経済を活性化させていくのかということに尽きると思います。この間、財務の改善を続けてきた結果、指標でいきますと、この10年ほどの間で借金を40億円ほど減らして、貯金を15億円ほどその間に積んでいっていると。先ほど説明がありましたけれども、歳出の抑制、冗費をいろいろ節減する中、全体で2億5,000万円ぐらいですか、人件費で1億、物件費で1億5,000万円ぐらい、合わせて2億5,000万円ぐらいの歳出減というのが示していただいている指標からの数値でありますけれども、それだけをつくり出した力を持っているわけですから、自治体のお金の使い道としては、それをどう住民生活の応援に使っていくかということに向けられて当然だと思います。町長もさっきのお話で、必要な取り組みは引き続き取り組んでいくということでありました。

そこで、地域の活性化に向けた取り組み、これは同僚議員の質問の中でも出ていましたけれども、工場誘致をして人を呼んでくる、駅前整備をして呼んでくる、そういう取り組みと同時に、この町の中でどれだけ地域経済を活性化させていくのか、そこを回していかなことには、外から呼んでくるという策だけではなかなか前向いて進んでいかないというふうに思います。

その辺で、地域経済をどう起こしていくか。誘致は誘致でやりながら、同時並行で地域経済をどう起こしていくかという、そこら辺の視点については町長御自身はどうお考えでありますでしょうか。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 地域の経済活性化策につきましては、以前、芝議員からも御質問等がございました再生エネルギーの活用やリフォーム事業というものがあるんですけども、何分川西町の町域は狭いですし、また、事業所数も限られているところがございますので、なかなか経済的な波及効果は少ないと私自身は考えているところでございます。

それよりも、やはり企業誘致をすることで、来られた企業に対する商売ができるような形で環境整備を整えていくほうが波及効果が大きいのではないかと考えておりますので、そういう意味でも企業誘致というのを積極的に進めたいと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番 議員（芝 和也君） 確かに固定資産税は入りますが、結局、町内の景気もそうですし、日本全体の景気もそうですけど、景気がええか悪いかによって法人税収そのものが変わってくるということになると思います。国内総生産、GDPの報告も修正されまして、さらに下方修正ということでしたけれども、内容は、結局設備投資ができてないということですから、その辺の景気の問題が上がってるか下がってるかによって、企業を誘致することによって来たとしても、その辺の動向というのは密接にそこら辺が絡んでくるので、一概にはなかなか波及しにくいと思いますから、そういう点では、どう個人消費を応援していくのかという取り

組みになってくると思います。

商工会の会員さんが本町の場合大体200軒ぐらいありますけれども、従前町長とも議論いたしました、今もお話しいただきましたけれども、例えば住宅リフォームの関連の業種を拾っていただきましたら、大体32件、16%ということでありましたので、業者さんの率でいいますと、率としてはそんなに低い率ではないかなと思います。

取り組みの内容にもよりますけれども、役場が補助制度として住民さんにリフォームに係る費用の一部を補助します。全国でこれは取り組まれていますけれども、町内経済は、役場が支出する投資額の平均で20倍から30倍ぐらいです。町が投資した、補助の予算をつけた、その総額の地域経済への波及効果は20倍から30倍ぐらいなので、そういう点では決して悪い話ではないというふうに思いますが、この辺も含めまして、検討していく、一遍内らから景気をよくしていくために取り組みをしていったらかと、こういう方向に視点が変わることはありませんか。その辺についてお尋ねいたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） リフォーム事業の経済波及効果について、芝議員の調査では20倍から30倍になるということですが、私の感覚からいくと、それはないと思いますので、現時点ではリフォーム事業に対する助成は考えておりません。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 取り組みは考えていないというのは以前からお伺いしていますが、調査というか、取り組んでいる自治体の結果がそういうふうになっていると。全国的にやっているとこの結果がそうなっているという話です。取り組みはやる気がないということでありましたけれども、そこには検討の余地は何もないということでしょうか。重ねてお伺いします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） リフォーム事業について、個人と業者の個別的な相対取引でもございますので、その辺の補助については現時点では考えておりません。

以上です。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 役場が取り組むお金の使い方というのは、結局集めた税金をどういうふうにするのか、その分配の割合によって住民施策の内容が変わってくるかなと思います。そういう点で、俗によく言われます、ばらまきとかいって批判される取り組み方はよくないと思いますけれども、結局、住民生活全体を応援していくことに役立つ取り組みにし、そして、それに取り組むことによって地域経済に波及させていく、そういう相乗的な取り組みがあるからこそ、全国で自治体に取り組む地域経済対策として進められているのが、リフォームですとか太陽光など自然エネルギーに関する取り組みだというふうに思います。

最後に、先ほど非常事態宣言の渦中に取り組んだお金の増減の話をしましたけれども、結局、それだけ財政の体質を改善させる力を持っているわけですから、逆に言うたら、その生み出したお金を有効に使っていったら、それはそれでいきにく話であります。

そういう点で、水道料金の基本料金ですとか予防保健の取り組み、あるいは国保で取り組んでいる、そういう政策的な国保への繰出金の拠出でありますとか、この間、町長とは議論が平行線で経過をしておりますけれども、その辺について、住民の暮らし全体を応援していくという観点からの政策的な財政の出勤、こういうことについてお考えはありませんか。重ねてお尋ねをいたします。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） これまでの財政非常事態宣言を発令してから終結までの間、芝議員がお調べのとおり、人件費、物件費の削減でしのいだわけですが、それは町税の収入及び地方交付税の削減で全て吸収されているような状況でございます。

そのような中、暮らし応援施策ということでございますけれども、今後も、現在の国の財政状況からいいますと、地方交付税につきましても、削減はあっても増加する余地はないのではないかなと考えておるところでございますので、引き続き役場内で対応できることについては、どんどん効率化を進めていく所存でございます。その中で財源の余地があれば、福祉施策に回していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（松本史郎君） これをもちまして一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、承認第10号、平成26年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第24、議案第71号、議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてまでの20議案について一括上程したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（松本史郎君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村正匡君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

日程第5、承認第10号、平成26年度川西町一般会計補正予算の専決処分について並びに日程第6、議案第53号、平成26年度川西町一般会計補正予算についてから、日程第13、議案第60号、平成26年度川西町水道事業会計補正予算についてまでの平成26年度一般会計、特別会計及び水道事業会計補正予算並びに日程第14、議案第61号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部改正

についてから、日程第24、議案第71号、川西町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についての条例の改正等について御説明いたします。

まず、日程第5、承認第10号、平成26年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてでございます。5ページをお開きください。

12月14日に執行されます衆議院議員選挙に係る経費でございます。

款2.総務費 項4.選挙費 目3.衆議院議員選挙費におきまして、投開票に係ります管理者、立会人並びに職員の人件費、ポスター掲示板設置・撤去委託に係る経費など643万3,000円を追加し、専決により執行したものでございます。

次に、日程第6、議案第53号、平成26年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

歳出の部でございます。10ページをお開きください。

款1.議会費から25ページの款8.教育費までの給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金等につきましては、平成26年度人事院勧告に基づく増、退職者数の確定等による増によるもので、議員報酬等の改定によるものを含め、総額3,397万7,000円の増額をお願いするものです。

人件費以外につきましては、款2.総務費 項1.総務管理費において、電話料金の見込み増による役務費18万円の増、防犯灯設置箇所増による光熱水費20万円の増、12ページに移りまして、項2.徴税费 目2.賦課徴収費においては、個人住民税の還付金の見込み増による50万円の増、項4.選挙費 目4.統一地方選挙（県知事及び県議会議員）選挙費におきまして、投開票に係ります管理者、立会人並びに職員の人件費、ポスター掲示板設置・撤去委託に係る経費など243万8,000円の増、総務費の合計につきましては、人件費の減と合わせまして201万8,000円の減額をお願いするものです。

14ページから15ページをお開きください。

款3.民生費 項1.社会福祉費における主なものといたしまして、保険基盤安定負担金が確定したことなどにより、国民健康保険特別会計への繰出金といたしまして543万6,000円の増、後期高齢者医療特別会計への繰出金といたしまして64万7,000円の増、16ページに移りまして、項2.児童福祉費におきまして、子ども・子育て会議開催回数増による委員報酬費3万6,000円、子ども・子育て関連3法案例規整備支援業務委託に係る経費として54万円、児童手当支給見込み増による448万5,000円の増をお願いするもので、民生費の合計といたしまして3,039万2,000円の増額をお願いするものです。

18ページに移りまして、款4.衛生費 項1.保健福祉費 目2.予防費におきまして、犬の登録管理システム更新に係る経費等として49万7,000円の増をお願いするもので、衛生費の合計といたしまして、人件費の1,041万3,000円の増と合わせて1,105万8,000円の増額をお願いするものです。

19ページに移りまして、款5.農商工業費におきましては、人件費のみで49万4,000円の増額をお願いするものです。

20ページに移りまして、款6.土木費 項3.都市計画費 目2.公共下水道費に



おきましては、下水管の布設がえによる工事費の増による公共下水道事業特別会計繰出金687万9,000円の増をお願いするもので、土木費の合計といたしまして、784万6,000円の増額をお願いするものです。

22ページに移りまして、款7.消防費におきましては、人件費関連で35万円の増額をお願いするものです。

款8.教育費におきましては、人件費関連で82万5,000円の減額をお願いするものです。

25ページに移りまして、款9.公債費におきましては、長期償還金利率の見直しによる元金の64万3,000円の増及び市町村財政健全化支援事業の繰り上げ返済に係る元利償還に係る費用693万5,000円の増をお願いするもので、合計757万8,000万円の増額をお願いするものです。

7ページにお戻りください。2.歳入の部でございます。

款9.地方交付税におきまして、普通交付税4,082万5,000円の増、款13.国庫支出金におきまして、主なものといたしまして児童手当及び保育緊急確保事業の国庫負担等により880万4,000円の増、8ページに移りまして、款14.県支出金におきましては、主なものといたしまして、国民健康保険医療費助成及び統一地方選挙委託金等により419万6,000円の増、款19.諸収入におきまして、後期高齢者医療給付費負担金返還金といたしまして805万8,000円の増をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ6,188万3,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成26年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億3,545万1,000円となります。

次に、日程第7、議案第54号、平成26年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

5ページをお開きください。3.歳出の部でございます。

款1.総務費につきましては、平成26年度人事院勧告及び人件費執行見込額などにより96万1,000円の減、款8.保険事業費につきましては、平成26年度人事院勧告により23万4,000円の増、款10.諸支出金につきましては、平成25年度財政調整交付金償還金等として48万6,000円の増額をお願いするものです。

4ページをお開きください。2.歳入の部でございます。

款9.繰入金 項1.他会計繰入金におきまして410万4,000円の増、項2.基金繰入金におきまして434万5,000円の減額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ24万1,000円の減額補正をお願いするもので、これにより、平成26年度国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,484万6,000円となります。

次に、日程第8、議案第55号、平成26年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

7ページをお開きください。3.歳出の部でございます。

款 1. 総務費につきましては、平成 26 年度人事院勧告及び人件費執行見込みなどにより 326 万 8,000 円の減、及び介護保険制度改正に伴うシステム改修による 277 万 9,000 円の増、款 2. 保険給付費 項 1. 介護サービス等諸費につきましては、介護サービスの利用実績が当初の見込みより増えたことによるもので、目 4. 施設介護サービス給付費におきまして 1,270 万円の増、目 8. 居宅介護サービス計画給付費におきまして 200 万円の増、8 ページに移っていただき、項 5. 特定入所者介護サービス等費につきましても利用見込みの増によるもので、375 万円の増額、款 3. 地域支援事業費 項 2. 包括的支援事業費につきましては、人件費のみで 63 万 5,000 万円の減額をお願いするものです。

5 ページをお開きください。2. 歳入の部でございます。

介護事業の利用実績見込みの増に係るもので、款 1. 保険料 項 1. 介護保険料におきまして 387 万 5,000 円の増、款 4. 国庫支出金 項 1. 国庫負担金におきまして 286 万 8,000 円の増、項 2. 国庫補助金におきまして 92 万 3,000 円の増、款 5. 支払基金交付金 項 1. 支払基金交付金におきまして 535 万 1,000 円の増、6 ページに移っていただき、款 6. 県支出金 項 1. 県負担金におきまして 312 万 9,000 円の増、款 8. 繰入金 項 1. 一般会計繰入金におきまして 230 万 4,000 円の増、その他、款 4. 国庫支出金 項 2. 国庫補助金において介護保険システム改修事業国庫負担金の 139 万 8,000 円の増、その他一般会計からの事務費繰入金として 138 万 1,000 円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 1,732 万 6,000 円の追加補正をお願いするもので、これにより、平成 26 年度川西町介護保険事業勘定特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 6,868 万 3,000 円となります。

次に、日程第 9、議案第 56 号、平成 26 年度川西町介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

5 ページをお開きください。3. 歳出の部でございます。

款 1. 総務費につきましては、平成 26 年度人事院勧告及び人件費執行見込みなどにより 103 万 5,000 円の減及び介護保険制度改正に伴うシステム改修による 70 万 2,000 円の増、款 2. サービス事業費 項 1. 居宅サービス事業費につきましては、消費税増額に伴う介護報酬改正により、認知症対応型共同生活介護委託費 11 万 9,000 円の増額をお願いするものです。

4 ページをお開きください。2. 歳入の部でございます。

款 1. サービス収入において、認知症対応型生活介護施設利用者見込み減による 82 万 6,000 円の減、前年度繰越金による 61 万 2,000 円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 21 万 4,000 円の減額補正をお願いするもので、これにより、平成 26 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1,395 万 4,000 円となります。

次に、日程第 10、議案第 57 号、平成 26 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

5 ページをお開きください。3.歳出の部でございます。

款1.総務費につきましては、平成26年度人事院勧告及び人件費執行見込みなどにより28万3,000円の増、款2.後期高齢者医療広域連合納付金におきまして保険基盤安定負担金が確定したことにより、36万4,000円の増額をお願いするものです。

4 ページになります。続きまして、2.歳入の部でございます。

款3.繰入金におきましては、人件費関係及び保険基盤安定負担金が確定したことによる歳出の減に伴い、一般会計からの繰入金について64万7,000円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ64万7,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成26年度後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億772万9,000円となります。

次に、日程第11、議案第58号、平成26年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

4 ページをお開きください。3.歳出の部でございます。

款1.公共下水道事業費につきましては、平成26年度人事院勧告、人件費執行見込み等及び国道バイパス整備に伴う下水管移設工事費用の増額により、687万9,000円の増額をお願いするものです。

2.歳入の部でございます。

款3.繰入金におきまして、687万9,000円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ687万9,000円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成26年度川西町公共下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,840万3,000円となります。

次に、日程第12、議案第59号、平成26年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

6 ページをお開きください。3.歳出の部でございます。

款2.公債費におきましては、市町村財政健全化支援事業の繰り上げ返済に係る元利償還に係る費用590万円の増額をお願いするものです。

5 ページをお開きください。2.歳入の部でございます。

款3.諸収入におきましては、回収管理組合返戻金として32万6,000円の増、款4.県支出金におきましては、市町村財政健全化支援事業補助金として27万4,000円の増、款5.町債におきましては、市町村財政健全化支援事業の無利子貸付金として530万円の増額をお願いするものです。

以上により、歳入歳出それぞれ590万円の増額補正をお願いするもので、これにより、平成26年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,187万9,000円となります。

次に、日程第13、議案第60号、平成26年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

3 枚目をお開きください。収益的支出でございます。

款 1. 水道事業費用 項 1. 営業費用につきましては、平成 26 年度人事院勧告、人件費執行見込み等により 106 万円の増、川西町水道施設整備計画業務委託を見送ったことによる 1,337 万円の減額をお願いするものでございます。

以上により、収益的支出第 1 款水道事業費用 第 1 項営業費用において 1,231 万円の減額補正をお願いするもので、これにより、平成 26 年度川西町水道事業会計の収益的支出第 1 款水道事業費用は、2 億 6,136 万 1,000 円、第 1 項営業費用は 2 億 601 万 9,000 円となります。

以上が平成 26 年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例の一部改正等、予算外議案について御説明いたします。

日程第 14、議案第 61 号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部改正について及び日程第 15、議案第 62 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の 2 議案でございます。

議案第 61 号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部改正について、2 枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、平成 26 年度の人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、議会議員及び特別職の賞与額の改定と財政非常事態宣言終結による特別職の給与月額の一部カットを廃止することによる条例の一部改正を行うものです。

議案第 62 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましても、人事院勧告による国家公務員の給与改定等に準じ、本町の一般職の職員給与を改定することによる条例の一部改正を行うものです。

次に、日程第 16、議案第 63 号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。

2 枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、税滞納者に対する徴収、道路維持・補修・現場管理、用地交渉業務を特殊勤務手当から除外することによる条例の一部改正を行うものでございます。

次に、日程第 17、議案第 64 号、川西町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

2 枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、金融所得課税の一体化等の見直し等により、本条例の一部改正を行うものです。

次に、日程第 18、議案第 65 号、川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正についてでございます。

2 枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、精神障害者医療費助成事業の実施に伴い、障害に関する本条例の事業対象者等の定義等を見直し、一部改正を行うものです。

次に、日程第 19、議案第 66 号、川西町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

2 枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、健康保険法施行令等の一部改正による出産一時金の金額の見直しにより、

本条例の一部改正を行うものです。

次に、日程第20、議案第67号、川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例制定について及び日程第21、議案第68号、川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての2議案でございます。

議案第67号、川西町地域包括センターの職員等に関する基準を定める条例制定について、2枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、第3次地域主権改革一括法により介護保険法が改正され、これまで国により定められていた基準等を条例により定めるものです。

議案第68号についても同様でございます。

次に、日程第22、議案第69号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、水道料金滞納者に対する徴収業務等の特殊勤務手当を廃止することによる条例の一部改正を行うものです。

次に、日程第23、議案第70号、川西町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例中に引用しております児童扶養手当法の改正による条番号がずれたことにより、その修正のために条例の一部改正を行うものです。

次に、日程第24、議案第71号、川西町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてでございます。

2枚目「条例の概要」をお開き願います。

これは、天理市との定住自立圏形成協定の締結を行うために条例を制定するものです。

以上でございます。何とぞよろしく慎重審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（松本史郎君） 説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。

日程第5、承認第10号、平成26年度川西町一般会計補正予算の専決処分について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松本史郎君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。お諮りいたします。

本件について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（松本史郎君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

お諮りいたします。

日程第6から日程第24までの19議案につきましては、12日に審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(松本史郎君) 異議なしと認め、さよう決します。

続きまして、日程第25、諮問第2号、日程第26、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(松本史郎君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) 日程第25及び第26、諮問第2号及び第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

諮問第2号につきましては、現在人権擁護委員として就任していただいております葛原のり子委員再任に関する推薦について、諮問第3号につきましては、現在人権擁護委員として就任していただいております村瀬怜二委員の任期満了に伴う後任として、岩井良則氏の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長(松本史郎君) ただいま説明のありました諮問第2号については、異議がないと答申したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(松本史郎君) 異議なしと認め、異議がないと答申することに決しました。

続きまして、諮問第3号について、異議がないと答申したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(松本史郎君) 異議なしと認め、異議がないと答申することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、10日と11日は休会とし、12日午前10時より再開いたします。

どうもありがとうございました。

(午前11時49分 散会)

平成 2 6 年川西町議会

第 4 回定例会会議録

( 第 2 号 )

平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日





## 川西町議会第4回定例会（議事日程）

平成26年12月12日（金）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1	議案第53号 ～ 議案第71号	質疑・討論 採決

(午前10時00分 再開)

議長(松本史郎君) 皆さん、おはようございます。

これより第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

それでは、これより本日の会議を開きます。

日程第1、先日上程されました議案第53号、平成26年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第71号、川西町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてまでの19議案について一括議題といたします。

過日、当局より提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員(芝和也君) それでは、過日説明のありました19議案のうち、補正予算で一般会計、介護保険事業の事業勘定、それから介護保険のサービス勘定、水道事業会計について、それぞれ予算の執行状況についてお伺いいたします。それから、条例関係で2本、62号の給与の見直しに関するものと71号の議会の議決事件についてであります。

まず、一般会計ですけれども、地域交通の取り組みが本格稼働しているところでもあります。この地域交通の運行をどうしていくのかという中から懸案で出ていますデマンドの乗合タクシーの問題でありますけれども、その検討については、現時点では検討の俎上には上がっていないというふうに聞いているところでありますが、その辺の理由と、それから、これから先、地域交通の問題に関して、その辺はどういうふうに方向性をお考えか、お示しいただきたいと思えます。

続きまして、駅前整備の取り組みであります。規模は、この間広報を通じ住民にも周知されているところでありますが、いずれにしても、本町の人口規模をどうしていくのか、その増に向けて取り組む課題の一つということでの取り組みではありますが、人口動態を見据えた場合の取り組みとして、人口規模が伸びていかないというのが、基本的に全国で今、日本の人口動態として出ている問題ですので、その辺、人口規模からして、この駅前整備全体の規模の縮小ということでは、町長御自身はどのようにお考えか。その辺の事業計画の規模の適正の度合いについて御所見をお伺いしたいと存じます。

次に、介護保険の事業勘定であります。これは、介護保険法の改定に伴いまして、来年度から要支援の取り組みが保険から外れまして、市町村事業ということになって、そのうち、いわゆるデイサービスとかヘルパーさんの利用ですとか、こういうやつが市町村事業というふうに振り分けられることになりました。今のところ、現行のサービスがあったものがなくなるというわけにはいかないもので、引き続きサービスは確保するというふうに聞いていますけれども、まずその辺について確認をしておきたいと思えます。

それから、事業計画の見直し年次が来ていまして、次期事業計画について今計画を立てている最中ですが、その中で、地域区分の割合がもともとゼロで

あったものが、近隣、郡山市とか天理市とかの関係で10%ということになってまいりまして、それがストレートに10%かかりますと、一気に保険料等も上がってくるということから、現在、激変緩和ということで3%で取り組まれていますけれども、これが今度の改定で10%に上がっていくから、保険料に跳ね返らざるを得ないということでありましたが、今検討を進めている中で、3%でいけるというふうに話は聞いているところではありますが、そういったことと基金の取り崩し等で保険料はできるだけ跳ね上がらないように取り組まれているところがあります。

現時点では、横滑りといいますか、104%程度ということでもありますけれども、その辺、保険料に反映しない、保険料が跳ね上がらないように、本町がこの間取り組んできた財務力を生かした取り組みとしてどういう問題をお考えか、その中身についてお示しいただきたいと思えます。また、財源の工面の仕方とかも政策的な判断でいろいろな方法はあると思えますが、その辺、いかに捻出させていくか、そこら辺のお考えをお伺いするところでもあります。

次に、56号の介護保険のサービス勘定、ぬくもりの郷での取り組みであります。経営的には収支がほぼとんとんというふうに伺っております。あそこでの取り組みでありますけれども、今後、需要はどんどん膨らんでいくこともありますが、その辺、受け皿としてどういうふうにこれからの経営を考えていかれるのか、また、現在収支とんとんという状況ですので、その辺、経営的な観点からすると、キャパを広げていったほうが、規模を大きくしたほうが経営的には功を奏するというふうに聞いていますけれども、その辺の見通し、方途についてお伺いしたいと思います。

次に、水道事業です。こちらは、現在、水道事業計画そのものを大きく見直している最中でもあります。自己水をなくして県水を直結してつないで、その辺、ポンプ圧送している電気代とかも県水をつなぐことでなくなっていくようなことから、経費も一部落ちる、そういうようなことから、料金を跳ね上がらさないようにその辺の事業計画を進めているという最中でもありますけれども、その辺、当然料金体系も、事業計画を見直す中で検討の俎上には出てくると思えます。

そこで、今、基本料金を取っていますけれども、従前からリサーチをしていますけれども、全住民に対して行き渡っているサービスですので、一般行政サービスと全く何も変わることはない事業でありますから、もう基本料金を外して、100%従量式で進めていくお考えはないか、その辺の基本料金に対する一般会計からの繰り入れも含めた工面の方法についてお伺いをいたします。

以上が補正予算関係です。

次に条例関係で、62号の一般職の職員の給与の条例であります。今回、本年度0.3%上がって、27年度から2%下がるという説明を受けているところがあります。その他もろもろの動きがありますが。そもそも国家公務員に対する基準でどうなのかという一つの指数としてラスパイレス指数がありますけれども、それでいくと、本町の場合は91.1ということでもありますので、このことからの

本町職員の給与水準に関してどういう認識をお持ちか、その辺を伺っておきたいと存じます。

それから、71号の定住自立圏構想の関係で、中心市となります天理市との間でこれから結んでいく協定、その議決をしていく手続の条例であります。この条例、今般提案されている内容は、その協定の締結、変更、廃止に向けての議決案件ということで、議決をするための手続をする議案ということでありますので、どういう取り組みをしていくのかということの中身には直接関係するものではありません。ですから、この手続を踏んだ上で、今後天理市との間で具体的な取り組みをそれぞれの分野で結んでいくということになってくるかと思いますが、もう議会議決案件になることはありませんので、中身については、形の上では白紙委任になるのと同じようにと思いますが、その辺の認識はいかがをお持ちか。また、形の上でいわゆる取り組み全体を網羅するための協定を結ぶ議決案件を今度の議会で手続を踏む議案として踏んでおいて、一旦協定を結ぶということで議決をしますと、あと、取り組みの中身、天理市と事業の中身をいろいろ細かく結んでいくときは、その都度議会にかけなくてもよいと、こういうふうに向っているところではありますが、その辺の確認をしておきたいと思います。

それと、以後結んでいく事業に関しては、当然議会の同意も得、住民の皆さんの合意も得て進めていくべきものと存じますが、現在、その辺の事業の内容について具体的にどういう取り組みを持っていこうとしているのか、選定の具体化をどういうふうに考えておられるのか、お示しいただきたいと思います。

以上であります。

議 長（松本史郎君） 町長。  
町 長（竹村正匡君） 芝議員の御質問に対しまして、地域交通並びに介護保険事業、介護保険サービス事業、水道事業、議決事件については各担当部局よりお答えいたします。私からは、駅前整備並びに給与の見直しの件についてお答えさせていただきます。

まず、駅前整備についてでございますが、近鉄結崎駅周辺整備については、住民の皆様の安心安全及び交通結節点としての機能向上など、駅周辺における課題や問題点の解決に向けて、平成23年度から本格的に取り組み、御存じのとおり、昨年度、近鉄結崎駅周辺整備基本計画を策定いたしました。現在は、町が策定した基本計画に基づき近鉄と協議を重ねており、また、国や県からの補助メニューを担当部局と折衝するなど、平成28年度からの工事着工へ向けて取り組んでいるところでございます。

事業といたしましては、現時点でこの計画どおり進めていくことを考えており、まずは本町の最重要課題であります踏切の拡幅に関する事業からと、優先順位をつけ、順次取りかかってまいりたいと思っております。

駅舎につきましては、高額な費用が見込まれる中、できるだけ長期の持ち出しを少なくするための努力をしつつ、事業効果や財政状況を十分に見きわめながら進めていきたいと考えておるところでございます。

次に、給与の見直しについてでございます。

給与水準の認識についてということでございますが、ラスパイレス指数がどのような水準であれば妥当なのかというのはわかりませんが、過去数年間の本町のラスパイレス指数の推移、また県内町村の平均、特に磯城郡3町と比べると、特段違和感はない状況なのかなと思っております。

本町の給料表については国の基準により作成しており、国は10級制、本町は7級制を採用しており、国の1級から7級を採用しているため、その部分においてラスパイレス指数が国よりも低くなっております。しかしながら、平成24年度と平成25年度に東日本大震災の復興事業の財源とするため公務員給与が引き下げられたときには、大多数の自治体が給与の引き下げを行いました。川西町としては、ラスパイレス指数が90%程度で推移しておいたことから、給与の引き下げを行いませんでした。よって、平成24年、25年はおおむね100のラスパイレス指数となっております。

なお、一般職の給与については、今後も国の基準に準じて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（松本史郎君） 理事。

理事兼総務部長（河井美樹君） 私のほうからは、議案第53号の一般会計、地域交通の具体的な検討についてでございますが、平成24年11月から住民の足として運行しておりますコミュニティバス・川西こすもす号は、試行、実証と運行を重ねてまいりまして、現在では住民生活に欠かすことのできないものになりつつある状況です。また、平成26年7月以降の本格稼働に移行してからも、変わりなく住民の皆様方に御利用いただいております。平成26年3月に策定いたしました川西町地域公共交通計画に基づき、現時点で本町に合ったバス形式の運行を継続してまいります。

しかしながら、今後も本町の公共交通のあり方については、バス形式やいわゆるデマンドタクシー形式を含め、住民の代表の方々、鉄道、バス、タクシー業者などの交通事業者、国、県、警察などの各関係機関で構成する地域公共交通会議の場で引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、議案第71号、議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてでございます。議員の説明の御趣旨は、今後天理市と定住自立圏形成協定締結については、本条例に基づき議会での議決を経るが、具体的な中身については議会の同意なしで進めるのではないかという御懸念及び今後の事業選定の具体化はどうかということだと思っております。

定住自立圏形成協定締結後、今後想定する予定といたしましては、具体的な取り組みを記載する定住自立圏共生ビジョンを策定することとなります。これにつきましては、委員の構成については未定でございますが、圏域市町村の地域の関係者で構成する（仮称）共生ビジョン懇談会での検討を経た上で、首長及び議会の皆様方への説明を行った後に策定する予定でございます。

また、共生ビジョンに基づく事業実施には費用が伴うものとなりますので、予算化に関しては、当然議会での御承認を得るものとなります。繰り返しになりますが、事業選定内容の具体化については、今後また中心市との個別協議や前述の(仮称)共生ビジョン懇談会での検討を経て進めてまいります。

私のほうからは以上です。

議長(松本史郎君) 下間福祉部長。

福祉部長(下間章兆君) 私のほうから、議案第55号、介護保険事業並びに第56号、介護保険サービス事業につきまして回答させていただきます。

まず、1点目の介護保険法改正による要支援1、2の方のサービスの市町村事業への移行についてでございます。

今回の介護保険法におきましては、要支援1、2の方が現在受けておられる予防サービスのうち、訪問介護と通所介護については、これまで全国一律の予防給付事業から、財源は介護保険と同様であります。町が地域の実情に応じた多様な取り組みを可能とする地域支援事業に移行することになります。移行後も現在の利用者の方に対しサービスの低下とならないよう、今までと同様のサービスを提供できる環境を構築するために、サービス事業者の指定、サービス報酬の基準等の設定等、さまざまな準備が必要なことから、施行時期につきましては2年間の猶予期間が設けられております。

本町におきましても、平成27年4月からの施行に向け準備を進めるべく、現在策定中の介護保険事業計画策定委員会におきましても、この旨御審議いただいているところで、平成27年3月の定例会におきまして、その旨条例改定案を上程させていただきます予定でございます。

2番目の財務力を生かした介護保険料の抑制対策ということで、先ほども申しましたとおり、現在、介護保険事業計画を策定委員会において策定中ですが、その中で、今後の人口推移、高齢化率を見ますと、人口は減少傾向にあり、高齢化率は増加傾向にあります。平成26年10月1日現在の人口8,784人、高齢化率30.1%、団塊の世代の方が全て75歳以上になる平成37年では、人口8,032人、高齢化率33.7%と予測しております。介護認定者も現在の402人から586人に増加すると見込んでおり、当然介護給付費も増加するものと予測しております。

その財源を賄う第1号被保険者の保険料につきましては、平成12年の制度開始の基準月額が2,417円、現在、第5期では4,662円と、2,245円増加しております。次期介護保険料につきましては、この12月1日から、現時点での介護保険事業計画素案につきまして住民の皆様からの意見募集をさせていただいております。その中におきまして、保険料の軽減策につきまして、現在、平成25年度末で介護保険準備基金が6,700万円ほどございますので、その準備基金のうち6,000万円を取り崩すことによりまして、月額が609円抑制できるというように判断しております。そういう形で提案させていただいております。

今後につきましても、介護保険につきましてもは目的を持った事業でございます

ので、取り崩す基金がない場合においては、一般会計からの繰り出し基準以外の政策的な繰り出しはすべきでないと考えております。

なお、保険料抑制につきましては、要介護状態になる原因の一つであります脳卒中や心疾患、糖尿病といったメタボ関連疾患が28.4%を占めており、それらの生活習慣病を予防すれば一部防げるといえるように考えるところですので、保険年金課で実施している特定健診の充実を図りまして、また、関節疾患や骨折、転倒による原因も22.9%あり、これらロコモティブシンドローム関連の疾病を予防するために、保健センターにおいて実施している健康ウォークやスクエアステップ体操などの参加者を増やし、壮年期からの健康づくりの取り組みも推進し、また、認知症による原因も15.3%あります。これにつきましても、長寿介護課で実施している元気にゆっくり会やすこやか生き生き講座におきまして、脳の健康教室などへの高齢者の参加を促しまして、高齢者の健康づくりに対する支援の充実を図り、また、各老人クラブさんで行われておりますサロン活動などを通じまして引きこもり対策をしていただき、介護予防事業を充実させ、要介護状態にならない、あるいは要介護度が悪化しないような対策が必要であると考えております。

3つ目の介護サービス事業の拡充につきましては、今後増加する介護認定者のサービスの受け手であるぬくもりの郷デイサービス事業とグループホーム事業の規模の拡大につきましては、デイサービス事業は、御存じのとおり平成12年7月開所時におきましては定員20名、その後平成14年に25人、平成16年に30人と、定員の増加を図ってきましたが、現在の利用状況を見ますと、デイサービスを行う事業所の増加もあり、定員30名に対し、平均登録者25名となっております。このことから、さらなる定員の増加は現在考えておりません。

また、グループホームにおきましても、開所当時から定員9名で運営しておりますが、議員お述べのように、経営面で見ますと、ワンユニット9名で運営するよりも、ツーユニット18名で運営するほうが効率的であるとは考えますが、大規模な増改築が必要となることから、事業の拡大につきましては現状考えておりません。

なお、現在、ぬくもりの郷グループホームでは7名、地域密着型サービスの指定を行っている近隣、三宅町、安堵町、天理市にある3カ所におきまして6名、計13名の方が利用されております。認知症のほうも増加する傾向にありますので、初期の対応が重要であると考えております。次期介護保険事業におきましても、地域包括ケアシステムを構築し、対応していきたいと考えております。

私のほうからは以上です。

議長（松本史郎君） 福本水道部長。

水道部長心得（福本哲也君） 水道事業について御説明申し上げます。

水道事業の経費には、水道水を安全で安心な水を供給できる体制を維持するため固定的にかかる経費と、給水量の増減に応じて変動する経費とがあります。基本料金は、このうち原則として固定的にかかる経費を賄うことができるように設

定されております。固定的にかかる経費の例といたしましては、検針や料金収納に要する経費、メーター設置費、水道施設の維持管理費などがあります。近隣市町村と比較いたしましても、本町の水道料金はほぼ同水準であることから、企業会計は基本的に独立採算で運営されるべきであるという姿勢を堅持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） まず、予算関係の一般会計から順次再度お尋ねをいたします。

地域交通は方途を検討していくということでありました。位置づけとしては、住民の移動手段の確保という点では、これは施策的には必要な施策という位置づけをしながら、その取り組み自体はどういう方法がいいのか検討していく、こういう話であったかと思えます。定住自立圏構想も始まることですし、天理市との間で中心市、近隣市の関係で、その事業の取り組み、仮に地域交通で結べば、内容も大きく変更してくるということにもなってくると思えます。その辺、これまではタクシー事業所との関係でいいましても、検討の中においてもなかなか条件が厳しかったですけれども、そういう点では一歩前進していくのではないかと考えています。その辺、突っ込んだ検討の内容を、これからはそういうことでもっと具体的に本格的な検討に移れるなというふうな視点、視野は、現在お持ちかどうか、再度重ねてお伺いをいたします。

それから、駅前周辺整備は、計画に基づいて順次進めていくということでありました。町長のビジョンで、とにかく人口減少をどう抑えていこうかということから、企業誘致・立地促進と駅前周辺整備をすることによって人を呼んでこようと、こういうことでもあります。福祉部長の説明にもあったように、人口推移、動きとしては減少傾向にあるということでありまして、町長は、放っておいたらそうなるから、それをどうとめていくのか、そのための施策という取り組みであります。ただ、そこはシビアに見て、規模に応じた周辺整備というのは当然必要になってくると思えます。特に駅舎に関しては、実際の利用とでき上がってしまったものの関係でいうと、利用する人に間に合う規模の駅舎という部分でリニューアルするというのは当然あってしかるべきかとは思いますが、これから増やしていくという規模を想定しての駅舎の取り組みということになってきますと、それは実際の現実問題としてどうなのかなという見方もあります。

その辺、人口推移や条件、状況、また、相手、鉄道会社との関係でいいますと、川西町が丸ごと抱えて維持管理していくならば、鉄道事業者としてもええような話でありますけれども、改札の機械の数ですとか券売機の数ですとか、そんなも現状のまま維持ならば話のはのむけども、仮にこれを1つ増やしていくというようなことになったら、その維持管理はもう全部市町村さんにお任せしますよというのが、一般的な近鉄との交渉の中で出てきている話でもありますので、その辺、規模を十分に引きわめた検討というのが必要になってくると思えますが、町長ご



自身、その辺はどのようなふうにお考えでありましょうか。再度重ねてお伺いをいたします。

次に、介護保険事業であります。サービスは基本後退させないということでありました。ですから、国との関係でいいますと、市町村にそれを下ろしてくるとい話になりますので、これは保険事業としては非常におかした話になってきますけれども、対住民の間では、行政がその役割を果たしていくということでありましたので、その方向で大いに頑張って、住民の暮らし応援という方向で施策を持っていただきたいというふうに思います。

財源の工面、ここら辺なんですけれども、政策的判断で繰り入れはすべきでないというのが今のお答えでもありましたし、従前からのやりとりの中で出てきている基本的方向かというふうに思います。ただ、福祉部長の答弁でもありましたように、今度の事業計画での保険料の想定にしましても、必要な事業規模を出しますので、それに見合う保険料が何ぼになるかというのと、やっぱり上がってくると。積み立ててる基金があったので、それを入れることによって保険料の高騰を抑えていくという流れに今はなっています。

いずれにしましても、人口推移からすると、給付を受ける、介護保険を利用する人の数はどんどん膨らみますので、その膨らんだ分をおのずと保険料で工面していこうとなると、だんだん広がっていく、値上げをしていかなしやないと、こういう流れが介護保険の仕組みですのですね。そういう点でいうと、今回は基金がありましたから、基金を取り崩して、それによって保険料を抑えてるといことなので、その辺は自治体の財源の工面の仕方いかんでは、料金高騰に跳ね返らないように十分策を講じられると、こういうふうに考えるんですけれども、その辺、財源の工面の仕方、あくまでも特別会計はそこだけ維持するというところで行くのか、一般会計の保健事業とか予防の取り組みで介護保険の利用者ができるだけ出やんように頑張るといような部長の説明でしたけれども、実際この介護保険会計を運営していくといことでは、一定その辺の財源の工面の仕方は必要になってくるのではないかと思います。その辺はいかがお考えでありましょうか。

この介護保険の仕組み上、料金を上げていかな仕方がない、上げざるを得ないという仕組みがありますけれども、それを抑えるのが自治体の努力だといふふうに考えますが、その辺、いかがお考えでありましょうか。再度お尋ねをいたします。

サービス事業のほうは、規模は、効率的に行こうと思ったら増やしたほうがえけれども、改築していこうと思ったら莫大な経費もかかってくるから、今のところは考えてないと、こういうことでありました。ただ、効率的な運営、官がやってるサービス事業ですので、その辺は大いにこれからも検討していったら、利用の皆さんにとっては官がやってるメリットは十分にありますので、その辺、経営的な効率を考えてのこれから先の計画、規模の拡大も含めた、そういう計画を出しながら、計画に合わせて順次持っていくといようなことは必要ではないかと思いますが、その辺、いかがお考えでありましょうか。重ねてお尋ねをいたします。

最後に水道ですが、要するに、県水100%に水道事業が変わります。料金については近隣とそう差はないというふうなことでありますので、差はどうあれ、いずれにしても考え方として、ようけ使った人はたくさん払ってもらって、少なかった人はそれなりに払うという従量式の計算になっていきますので、そういう点で言うと、基本料金というのは、基本もう要らんのではないかと。考え方、料金設定のつくり方として。結局、皆さん全員が使っているサービスですので、一般行政サービスと全く条件は同じでありますから。水道がつながった地域とそうでない地域があれば、そこには差が当然生じてきますけれども、全住民が使っている、行き渡っているサービスですので、普通の一般行政サービスと全く同じ条件にあるわけですから、そういう点では、考え方として基本料金の設定というのは必要でないのではないかと、もう要らんのではないかと、こう考えますが、その辺のことについてどうお考えか。する、しないは別にして、考え方としてどうかということで御所見をお伺いしたいと存じます。

それから、次に条例関係で、給与水準であります。近隣と比べて妥当やというお話であったかと思えます。妥当というか、町長の表現では、違和感がないということでおっしゃっておられました。先ほど、震災対策のときによそが下げたので、ラスが下がったから、うちも同じになったという説明のとおり、これは一つの見方やと思えます。ラスパイレ指数100が一つの基準になってくる。だから、そこへ合わせていけば、これが上がり下がりすれば、こっちも上がり下がりするという関係にありますけれども、いずれにしても、給与基準、国の人勧が出て、その人勧に準拠してうちは変えていきますけれども、その都度国も上がり下がりしてきますけれども、その国の100に対して、うちは大体90%前後でいるということは、その水準だという話だと。指標の見方としてはそうではないかなというふうに思えます。これを引き上げていくということが、職員給与の考え方、見方としては必要になってくるのではないかと、このように思いますが、その辺、今これを100に上げたからといって、給与が上がる、上がらないという問題ではなしに、いつ人勧が出て給与改定をやったとしても、ラスパイレ指数で見れば、国の100に対してうちは90%前後というのが多いですから、そういう点ではその水準ではないかと思えますが、その辺の見方について、町長御自身はどう御認識されているか、いま一度お伺いしたいと思います。

議決事件については、白紙委任と違う、こういうことやったかと思えます。予算案にかかってくるから議決の案件になるし、当然仕事をしていくときには議会にも説明をしながら行くということですので、それはそれで当然のことかと存じます。ただ、仕組み上、行政の取り組みがほとんど網羅できるような形の協定を天理市との間では構想の協定として結んでおいて、一旦協定を結んでおきますと、あとはその都度中身の取り組みで、この事業でやりましょうか、こっちの事業でやりましょうかというときは、その事業で結んでいだけやから、協定をわざわざ結ぶことは要らぬので、議決案件にはならない。だから、一旦最初に結ぶのは、具体的事業とは別にして、仕組みとして全体を網羅できるような構想の協定をま

ず結んでおいて、あとは個々は議会の議決には載らない事業の取り組みは結んでいる、こういうことでの仕組み、事業を進めていく、構想を進めていく、議会議決との関係の仕組みで言うと、そういうことではないですかということで、改めてお伺いしたいと思います。

議 長（松本史郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、地域交通、デマンドの件でございます。

現在、実証実験を重ねてきて、平成26年7月から本格稼働して、まだ日も浅いので、本格稼働の状況を見ているところでございます。また、地域公共交通会議、これの第1回が本年度6月にございまして、これは本格稼働前でございました。第2回が12月に開かれる予定でございますので、またこのときにバス事業、デマンド事業両面において検討していただければと考えておるところでございます。

次に、駅前整備に関してでございますが、芝議員がおっしゃってるのは、現状の実際の利用実績から考えると、過大投資になるのではないかというような意味合いのお話だったと思うんですが、現在、鉄道事業者とも協議を重ねておって、協議の行方によっては、駅舎の形なども変わってくるかと思っておりますので、まずは現在協議会から上げていただいたプランをもとに協議を進めていきたいと考えておるところでございます。

次に、介護保険事業でございますが、まず、地域支援事業に移行するという事になっております。こちらについては、現行サービスを維持していきたいと考えておりますので、その辺につきまして、こういった費用等が発生するかわかりませんので、現時点ではあらゆる方向を考えていかなければならないのかなと考えております。

一般会計から繰り出しできないのかということなんですけども、私といたしましては、まずは介護予防を充実させて、要支援から要介護にならないように努め、そういった形で費用がかからないように努めてまいりたいと。

また、今後高齢者が増え、人口が減ってくると、それぞれの介護費用の額が増えていく方向性にあるというお話ですが、そのためにも人を増やしていくことでおのおの介護費用の基準額を下げっていくことに努めることができると考えておるところでございます。

次の介護保険サービス事業、こちらについては、先ほど部長からも答弁がございましたとおり、事業拡大については大規模な増改築も必要でございますので、現状は考えていないというところでございます。できれば民間の事業者にも町内に参入していただければと考えておるところでございます。

水道事業に関しましては、全住民が利用しているので、基本料金ぐらいは一般会計から繰り入れてもいいのではないかとございまして、私といたしましては、水道事業は企業会計でございまして、独立採算で運営されるべきと考えておりますので、現時点では考えておりません。

給料の見直しについて、本町のラスパイレス指数は90%程度であり、国の基

準、100に近づけることは考えていないのかということですが、先ほども申し上げましたとおり、本町は7級制を採用しておるので、どうしてもそこで差が出てしまうと。県内の市町村の状況を見ますと、町村であれば、大方給与級数も4から7を採用しており、市部に関しましては、奈良市だけ10になっておりますけれども、7から8を採用しておりますので、こういった水準というのを見直さないと国には近づけないのかなと考えておりますけれども、町村でございますので、事業規模、職員数からいくと、現在の水準が妥当ではないのかなと考えております。

あと、議決事件につきましては、白紙委任ではないかということですが、先ほども理事から申し上げましたとおり、共生ビジョン懇談会で検討された共生ビジョンにつきましては、議会の皆様に御説明しますので、その時点で御意見を賜りたいとも思っておりますし、また、事業選定の具体化についても、中心市との個別協議でございますので、協議の状況も御説明しますので、また議員の皆様からその時点で御意見を賜ることができればと考えております。

以上です。

議長（松本史郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 一括してざっと行ってるので、なかなかやりとりが大変ですが、町長のおっしゃることは、それはそれで言わんとされる意味は、私は私なりに町長の思いは理解しているところです。

介護保険の保険料の設定の高騰をどう抑えるかということですが、町長は、これから人を増やしていくことで、その辺の部分も低く抑えられていくのではないかという話でありましたけれども、高齢者人口、65歳以上の保険の対象となる皆さんの人口がずっと増えていくというのは、町全体の人口が動こうが動くまいが、その層は、今ある人口の皆さんが増えていくということになりますので、どんどん膨らみます。だから、どうしても利用する皆さんのサービスの利用量によって事業の中身が決まって、それで保険料をつくるから、仕組み上、上がらざるを得ない、こういうことでもあります。

今回、地域区分が10%にならずに3%のままいけるということでありまして、それだけでも料金でいうと4,700円から4,900円の200円ぐらいの差がぱっと出てくるわけですから、結構シビアにその辺も出てくると思いますので、財源の工面として、独立採算は独立採算ですし、国保と違って介護保険の特別会計はなかなかがんじがらめに保険で縛られてるから、一般会計から入れていくという余地は仕組み上はありませんけれども、今期の事業計画をつくるときでも、保険料ができるだけ跳ね上がらないようにということで、その都度たまっている基金を取り崩して保険料の高騰を抑えるという手段を実際使っているのは自治体の努力ですので、それは特別会計の中での話ですけれども。だから、そういう基金の中身に関しても、財源の工面の仕方として自治体としては努力の仕方があるのではないか。その辺はぜひ検討してもらったらというふうに思いますので、そこら辺は町長御自身もよく注視してもらって、いかにして抑えられるか、その辺

の検討は、担当とも検討の上で大いに進めていただきたいと思います、かように思います。その辺のことで、町長御自身はどう御認識なさっているか、改めて御所見を伺いたいと思います。

それから、サービス事業のほうですけれども、経営的に考えると、今のキャパよりも広くしたほうが効率がよいというのは、そういうふうに現場でも言うてはる話でありますのでね。だから、先ほども聞きましたけども、見通しの上では計画的にその辺も頭に入れながら、すぐにはできませんけども、計画として、将来の見通しも含めてそういった官が行うサービス事業として、計画の内容にその辺の経営的な効率性も考えた内容での計画を入れていくというのは必要ではないかと思っておりますけれども、その辺はどうお考えか、押さえておきたいと思っております。

それと、最後の議決案件、定住構想の問題ですけれども、議決の仕組みとして——これもやりとりが一括ですので、なかなかかみ合いませんでしたけれども、仕組みとして、それぞれの自治体の取り組みを全体的に補足できるような内容の定住自立圏構想の協定を結ぶ、その締結、変更、廃止、これの議決が今般提出されている議決事件の条例案ということになっていきますので、仕組み上、その都度事業の取り組みを議決していくことには乗らないですね。全体を網羅する議決をしておいて、あと事業を展開するときには、その都度議決の必要はありませんので、取り組みの事業は進められていくと。手続の仕組みとしてそうなるということですねということ再度重ねてお尋ねをしておきます。

以上です。

議 長（松本史郎君） 町長。  
町 長（竹村匡正君） 介護保険事業につきまして、要は財源工面、一般会計から介護保険事業に繰り入れができないのかというような御趣旨なのかなとは思いますが、基本的に介護保険料というのは40歳以上の方がお支払いになられる分でございます、いずれ40歳になれば払うんですけれども、全住民が払っているというような状況でもございませんので、一定のルールに基づいた一般財源の導入はしていますけれども、それ以上の工面というのは、現時点では考えておりません。

介護サービス事業につきましても、当初、ぬくもりの郷を建設したときには、サービスされる事業所が少なかったんですけれども、現在では、先ほども話がありました三宅町、安堵町、天理市においても利用者がいるということで、民間事業者も介護サービス事業をやっておりますので、経営の効率性というお話でございましたら、民間のほうも収益が絡んできますのでしっかり考えていると思っておりますので、民間のほうにお任せしたいと現時点では思っておるところでございます。

あと、議決事件の仕組みについてでございますが、これはこれとして、こういった形でいいのではないかなと。先ほども申し上げましたように、定住自立圏に基づく事業を実施する際には、恐らく全て費用が発生してくるものではないかなと思っております。予算化に際しましては、当然議会で御説明申し上げ、御承認い

ただくものでございますので、仕組みとしては先ほど申し上げたとおりでよろしいのではないかなと考えております。（「だから、全体を網羅する協定を結んでおいて、個々の事業に取り組むときには議決案件には乗らない、そういう仕組みですねということです」と芝和也君呼ぶ）

はい、そういうことです。

議長（松本史郎君） 次に、1番 勝島健君。

1番議員（勝島 健君） 全19議案のうちの議案第62号、職員の給与に関する条例の一部改正に関しまして、1つ質疑させていただきます。

今回、人事院勧告に準じて一般職の給与の改定が行われるということです。実際に中身を見てみますと、勤勉手当のほか、給料表についても改定がありまして、よくよく見ると、上がるばかりじゃなくて、下がる場所もあるようで、職員の皆さんは大変だなと思っております。

さて、現在は勤勉手当が年2回、一律の割合で支給されていると聞いております。一般質問で尋ねたことと関連いたしますけども、人事評価が実施されるようになりますと、その結果が勤勉手当に今後は反映されるようになるとお聞きしました。能力が高くてしっかり働いた人が正しく評価されて多くの報酬を得るというのは、組織全体の効率と能力を上げるために必要なことだと考えております。

職員の勤労意欲を高めるためにも、人事評価の結果を報酬に反映させることは必要なことだと私は考えますが、勤勉手当だけではなく、昇給・昇格あるいは管理職手当などに反映される意向をお持ちかどうか、町長にお尋ねいたします。

議長（松本史郎君） 町長。

町長（竹村匡正君） 人事評価制度は、勝島議員も御認識のとおり、職員一人一人の能力開発と人材育成を図り、職員のやる気や向上心を高め、組織の活性化を進めていく制度であると認識しております。

議員が御質問のとおり、現在、勤勉手当については一律の割合で職員には支給しております。さきの一般質問において議員に回答した内容と重複しますが、今年度、人事評価検討委員会を立ち上げ、人事評価方法、結果の活用方針、任用・給与等への具体的な活用手順、活用方法を決定すべく作業を進めているところでございます。

しかしながら、平成27年度に人事評価制度を本格導入するに当たって、私の考えとしては、まずは平成28年度の職員の勤勉手当に対して反映し、その後、国や近隣自治体等の人事評価制度の状況を勘案し、昇給・昇格などへの反映も視野に入れて人事評価制度を構築していかなければならないと考えております。

以上です。

議長（松本史郎君） 勝島議員。

1番議員（勝島 健君） 28年度にとりあえず勤勉手当の評価から入り、その後は国あるいは近隣自治体の様子を見ながら、導入していけるかを検討するというものでありましたけども、国というのはなかなか動きが遅いものでありますから、ぜひとも川西町独自ででも少しずつ導入していただいて、川西町の職員さんはよ

く働くなという評価を得るように、ほかの自治体と比べたらちょっと変だぞというふうに思えるかもしれませんが、決して変なことでもないと思いますので、ぜひとも積極的に取り組んでいただくことをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（松本史郎君） これをもって質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝和也君。

11番議員（芝和也君） それでは、ただいま審議いたしました議案第53号、平成26年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第71号、川西町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてまでの19議案に対する討論を行います。

態度表明は、全議案賛成の立場からのものであります。

まず、53号から60号までの一般会計並びに特別会計についてであります。予算関係全体を通じての給与の組みかえによるもののほか、一般会計では、申告額の確定に伴う還付金の支払い、選挙準備、電算システム改修等々、事務的経費の調整がなされ、国保では、保険基盤安定の確定による歳入の組みかえ、介護保険では利用実績の見直しによる増額、介護サービスではグループホームの利用減に伴う歳入減、後期高齢者では基盤安定負担金の確定に伴う歳出増、下水道では24号線のバイパス工事に伴う下水管の布設がえ、住宅新築資金では無利子の貸付金を利用した繰り上げ償還、水道では県の事業に乗せることでの付託事業の変更等々、一連の事務を執行しようとするものであり、どの取り組みも妥当なものと判断いたします。

自治体予算は、いずれも住民生活に直結するものばかりでありますので、各予算の執行に当たりましては、現下の住民の皆さんを取り巻く状況にかんがみますれば、ますます暮らしの応援策に傾注した取り組みの強化が求められる状況にあることは言うまでもありません。

来年度からは、国の取り組みを通じて介護や年金、医療等々の誰もが避けて通れない分野での負担増が控えていることから、今後一層の財務に対する見方や考え方がどういう視点に立つかで、その使い道が大きく左右されることに直結します。住民の皆さんにとって一番身近な行政主体としての本町が、その意に沿い、願いに応えられるよう、身近で役立つ町政としてのその責務を果たされることを求めまして、いずれの補正予算案にも賛成するものであります。

次に、条例関係についてであります。

まず、61号、62号の給与関係条例2本についてであります。

ボーナスや勤勉手当は支給月数が上がりまして、特別職はこの分野が反映されるだけですので、給与の増額となりますが、一般職の場合は別の事情が加わりまして、状況が異なります。給与月額が人勧に準拠して改定されますので、今年度は平均で0.3%の増に対して、来年度からは平均で2%の減ということとなりまして、向こう3年間は減給保障が実施されるものの、若干の減額となる見通しで

あります。あくまで人勸に準拠しての措置とはいえ、ラスパイレス指数も低いことから、この辺の調整も含め、独自基準の構築も視野に入れるべきと存じます。近隣自治体間でもその辺の基準の持ち方はまちまちでありますから、これは自らの判断の範疇に入るものと心得ます。

公務員給与が地域社会における一つの基準として位置づけられている時代にあつては、その辺の影響も考慮しつつ、職員の意欲向上の妨げとなることのないよう、今後とも職員の経済環境に注意を注がれるよう申し述べるものであります。

あと、63号、69号で特殊勤務手当の見直しが提示されておまして、これは日常業務の中でのものとして一部を廃止するということであります。職員の合意形成がとられていることもあります。それ以前に住民の皆さんの理解を得られる支給が大事でありますので、今般の見直しは、そういう観点からも妥当なものだと判断いたします。

64号の国保税条例は、地方税法施行令の一部改正に伴い、金融課税の一体化等の見直しにより生じる所要の改正でありまして、特段意見を挟むものではありません。

65号の心身障害者医療費助成条例の一部改正は、既に実施の事業の中身を条例に明文化するもので、66号の国民健康保険税条例の一部改正は、施行令の改正に伴い、医療保障制度による費用の減額に伴い、総額で従前の額に合わせるため、出産一時金の支給をその分増額するもの、67号の川西町地域包括支援センターの職員等の基準を定める条例の制定と68号の川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事業並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、第3次地域主権改革一括法により、地方自治体の条例で取り組みを持つことの期限の到来により、法に基づく取り組みを条例でくくるための措置で、70号の川西町消防団員等公務災害補償条例の一部改正は、法改定により、その部分の条ずれを修正するものであり、それぞれ必要に応じた措置で、問題のあるものではないと考えます。

最後に、71号の川西町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてであります。

本条例で言う議決すべき事件は、定住自立圏構想の中心市となる天理市との間で結ぶ同協定の締結、変更、廃止に関する議決手続を行うためのもので、条例そのものには取り組みの中身は含まれていません。自治体の取り組み全般を補足可能な内容で締結するということでして、内容についての言及はここにはありません。よって、議決事件の是非については殊さら問題になるものではありませんが、質疑でも触れましたように、形の上では、取り組みの内容いかんにかかわらず、その都度議決の必要がないものであることは、先ほどの御答弁のとおりであります。竹村町長御自身、そんなつもりは毛頭お持ちではないでしょうが、事を進めるに当たっては、構想をお持ちの段階でまずは住民の皆さんにも示されまして、その問題に対する大方の合意を取りつけられた後に事に踏み切り、決して事後報



告にとどまることのないよう御留意いただくことを強く求めるものであります。

以上、今般提出の19議案に対する賛成討論といたします。

議長（松本史郎君） ほかに討論ありませんか。

2番 堀格君。

2番議員（堀 格君） 賛成討論が重なるのは余り望ましいことではありませんが、本年最後の議会ということですので、若干申し上げたいと思います。

各議案につきまして賛成であります。その中で、議案第55号の介護保険の特別会計であります。先ほどの質疑の中でありましたけれども、どうしても介護の関係がどんどん増えてきておりますので、次期介護計画の立案に当たっては、恐らくそういった介護者が増えないような、先ほども質疑の中で出てましたけれども、御尽力を賜りたいというふうに思います。

それから、議案第62号の一般職の職員の給与の関係であります。平成26年は増えるほうですからいいんですが、来年、平成27年から、単純にいうと、平均で2%下がるということですが、中身は、若年層は据え置いて、高齢者のところを下げるといっております。結局、それに該当する高齢者の方がディスカレッジしないようによく説明していただきたいと思うんですが、基本的に、我々も実際そうやったんですが、民間が55歳から60歳に定年延長するときに、50歳からの給与の伸びをぐっと抑えて、その財源を55歳から60歳への定年延長のときの財源を持ち込んだという経緯がありますから、どうしても民間は50歳以上のところの給与が抑えられているわけです。今般、人事院のほうは、その辺の状況を見て、結果として高齢者のところは4%ぐらい下がるということですので、おしなべたら2%ということですが、その辺、民間と準拠するという、その辺を十分御理解いただいて、率直に受けとめていただけるように十分な御説明をしていただければというふうに思います。

それから、議案第63号の特殊勤務手当のある意味で廃止でありますけれども、そのものは特に問題ありませんが、こういう手当を廃止するときは、その見返りとして、こういった方が出かけて行って、戻ってきたときにいろいろレポートを書かざるを得ないと思うんです。極力そういうレポートを、事務の合理化という観点から、定型的なフォームをつくって、簡単にメモ書きができるように、そういうことによって記録が残されていくような徹底した事務の合理化という観点から考えていただければというふうに思います。

それから、議案第71号のいわゆる天理市との協定によるものでありますけれども、具体的な中身はもちろん今後の問題でありますから、言及はいたしませんけれども、お互いにメリットのあるもの、具体的なものを早く取り上げて話を進めていただければというふうに思います。

川西町の住民として、残念ながら結崎の駅が早朝と夜は無人化されましたけれども、これの有人化というのは一つの悲願でありますので、天理市との協定を結ぶ中で、うまくいけば川西町の結崎駅の乗り降りの人口が増えるという手だてだてアイデアとしてはないわけではありますので、そういったことも踏まえて、

活性化に向けて議論を進めていただければというふうに思います。

今年も最後になりましたが、先ほども質疑を聞いておりますと、余り明るくない話が多かったと思うんですが、皆さんの御尽力のおかげで、今年度から実施いたしました幼稚園の預かり保育は非常に希望者が多くて、それなりに順調に推移をいたしておりますし、今年インフルエンザが早くも流行の兆しが見えているわけではありますが、児童に対するインフルエンザの予防注射の補助をしていただいて、まことに時宜的にタイムリーに当てたんじゃないかというふうに思っております。

こういう明るい材料もありました。そういう意味でいいますと、今年も皆さんの御尽力でいい1年であったというふうに思います。

どうもありがとうございました。以上でございます。

議長（松本史郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（松本史郎君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第53号より議案第71号までの19議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（松本史郎君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

過日推薦をいただきました人権擁護委員の岩井良則氏にお越しいただいておりますので、挨拶を受けることにいたします。

（岩井良則君 入場）

人権擁護委員（岩井良則君） 今回、人権擁護委員をさせてもらう梅戸の岩井と申します。

自分の勉強にもなると思うので、頑張りたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。（拍手）

議長（松本史郎君） 御苦労さまでした。お引き取り願います。

（岩井良則君 退場）

議長（松本史郎君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言お礼申し上げます。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解ある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚くお礼申し上げます次第でございます。

また、町長を初め執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただき、その御苦労に対してまして厚くお礼を申し上げます。成立を見た各議案につきましても、執行に当たりましては適切なる運用をもって

進められ、町政の発展のため一層の努力をいたされんことをお願い申し上げる次第であります。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様にはくれぐれも御自愛くださいまして、無事越年され、御多幸な新春を迎えられますようお祈りいたしますとともに、公人として節度をもって行動されんことを願ひまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町長（竹村正匡君） 平成26年川西町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（松本史郎君） これをもちまして、平成26年川西町議会第4回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時15分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年12月12日

川西町議会  
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第 10 号	平成 26 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	12 月 9 日	原案承認
議案第 53 号	平成 26 年度川西町一般会計補正予算について	12 月 12 日	原案可決
議案第 54 号	平成 26 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	12 月 12 日	原案可決
議案第 55 号	平成 26 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	12 月 12 日	原案可決
議案第 56 号	平成 26 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について	12 月 12 日	原案可決
議案第 57 号	平成 26 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	12 月 12 日	原案可決
議案第 58 号	平成 26 年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について	12 月 12 日	原案可決
議案第 59 号	平成 26 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について	12 月 12 日	原案可決
議案第 60 号	平成 26 年度川西町水道事業会計補正予算について	12 月 12 日	原案可決
議案第 61 号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部改正について	12 月 12 日	原案可決
議案第 62 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	12 月 12 日	原案可決
議案第 63 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	12 月 12 日	原案可決
議案第 64 号	川西町国民健康保険税条例の一部改正について	12 月 12 日	原案可決
議案第 65 号	川西町心身障害者医療費助成条例の一部改正について	12 月 12 日	原案可決
議案第 66 号	川西町国民健康保険条例の一部改正について	12 月 12 日	原案可決
議案第 67 号	川西町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について	12 月 12 日	原案可決

議案第 68 号	川西町指定介護予防支援事業の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	12月12日	原案可決
議案第 69 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	12月12日	原案可決
議案第 70 号	川西町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	12月12日	原案可決
議案第 71 号	川西町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について	12月12日	原案可決
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	12月9日	原案推薦
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	12月9日	原案推薦